

佐賀県児童福祉法施行条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第二十号

佐賀県児童福祉法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(保育所に係る県基準等)

第三条 法第四十五条第一項の規定により条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準（以下「県基準」という。）のうち保育所に係るものは、次に掲げるものとする。

一 食育を推進するために、規則で定める食育推進計画を策定するとともに、食育推進担当者を配置すること。

二 職員及び入所している乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対し、環境の保全について理解を深めるための教育を行うよう努めること。

三 乳児を入所させる保育所にあつては、保健師又は看護師を配置するよう努めること。

四 障害のある乳幼児の保育については、一人一人の発達の過程及び障害の状態を把握するとともに、家庭及び関係機関との連携を図りながら適切な環境の下でこれを実施すること。

五 乳幼児の食事を調理する者（調乳する者を含む。）に対し、検便による健康診断を実施すること。

2 前項に定めるもののほか、保育所に係る県基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十二号。以下「省令」という。）で定める基準とする。この場合における保育士の員数の算定については、乳児四人以上を入所させる保育所（乳児四人以上六人未満を入所させる保育所にあつては、規則で定める保育所に限る。）にあつては、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる。

3 知事は、インターネットの利用その他の適切な方法により、保育所において提供されるサービスを利用しようとする者等に対し、保育所の名称、保育

所で行われる保育の内容その他規則で定める事項について周知するものとする。

(児童厚生施設に係る県基準)

第四条 県基準のうち児童厚生施設に係るものは、次に掲げるものとする。

- 一 児童館その他の屋内の児童厚生施設には、集会し、遊戯し、図書を閲覧し、及び静養することができる場所並びに便所を設けること。
- 二 前号の場所及び便所の設置に当たっては、乳幼児の利用に配慮し、施設の改善及び備品等の整備に努めること。

2 前項に掲げるもののほか、児童厚生施設に係る県基準は、省令で定める基準とする。

(手数料の徴収)

第五条 次の表の各号の上欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる手数料を、当該各号の下欄に掲げる時期に県に納付しなければならない。

納付義務者	手数料		納付時期
	名称	額	
一 法第十八条の八第二項の規定に基づく保育士試験を受けようとする者	保育士試験手数料	一万二千七百円	受験申込みのとき
二 法第十八条の八第三項の規定に基づく保育士の登録を申請する者	保育士登録申請手数料	四千二百円	登録申請のとき
三 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第十七条第一項の規定に基づく保育士登録証の書換え交付を受けようとする者	保育士登録証書換え交付手数料	千六百元	書換え交付申請のとき
四 児童福祉法施行令第十八条第一項の規定に基づく保育士登録証の再交付を受けようとする者	保育士登録証再交付手数料	千百元	再交付申請のとき

2 前項の規定にかかわらず、同項の表第一号の中欄に掲げる手数料に係る事務を、法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）に行わせる場合は、当該手数料は、当該指定試験機関に納付しな  
ければならない。

3 前項の規定により指定試験機関に納付された手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

（手数料の減免）

第六条 知事は、災害その他の事由により必要があると認める場合は、手数料を減額し、又は免除することができる。

（手数料の還付）

第七条 既納の手数料は、還付しない。ただし、申込者又は申請者の責めによらないで当該手数料に係る事務を行わなかった場合は、この限りでない。

（規則への委任）

第八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（保育所に係る県基準に関する経過措置）

2 この条例の施行前に法第三十五条第三項の届出をした保育所及び同条第四項の認可を受けた保育所については、この条例の施行の日から起算して四年間は、第三条第一項第一号に掲げる県基準を適用しない。

（佐賀県手数料条例の一部改正）

3 佐賀県手数料条例（平成十二年佐賀県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第九十六号から第九十六号の四までを次のように改める。

九十六 削除			
--------	--	--	--

別表第二第七号を次のように改める。

七 削除	
------	--

附則第三項（佐賀県手数料条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後

改正前

別表第一（第二条関係）

別表第一（第二条関係）

事務	納付		納付
	義務者	手数料額	
一〇九十五の七略			
九十六 削除			

事務	納付		納付
	義務者	手数料額	
一〇九十五の七略			
九十六 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の八第二項の規定に基づく保育士試験の実施	保育士	保育士試験手数料	受検申込みのとき
九十六の二 児童福祉法第十八条の三の三	保育士	保育士登録申請手数料	登録申請のとき
九十六の三 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十四条第一項の規定に基づく保育士登録証の書換え交付	保育士	保育士登録証の書換え交付手数料	書換え交付申請のとき
九十七〇四百九十四略	保育士	保育士登録証の再交付	再交付申請のとき

備考 略

備考 略

別表第二（第二条関係）

別表第二（第二条関係）

手数料	指定試験機関等
一〇六の四略	
七 削除	
八〇七略	

手数料	指定試験機関等
一〇六の四略	
七 別表第一第九十六号に掲げる手数料	児童福祉法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関
八〇七略	